

互助社会とスポーツを通じた地域づくり

恩田 守雄

1. 序

筆者はこれまで発展途上国の開発や日本社会の地域づくりに一市民として、また学識経験者として関わってきた（恩田, 2001: 2008）。その研究関心の基底には「自生的な社会秩序」を活かした発展という考えがあり、具体的な事象として相互扶助に着目してきた（恩田, 2006）。今回縁あって「スポーツ経営と地域づくり」について講演する機会があった⁽¹⁾。それは市場原理が支配的なスポーツ経営にもボランティア的な発想が必要ではないかという指摘があり（柳沢編, 2008, 100-126頁）、広く相互扶助の視点を取り入れてはどうかという問題提起が背景としてあった。このため講演では経営という観点からだけでなく、スポーツ社会そのものを互助社会から位置づけ、またその経営については地域社会との関わりを重視するとどういえるのか、この点を中心に述べた。本稿はこのときの講演内容から、「スポーツ社会はこうあってほしい、あるいはスポーツと地域社会はこういう関係が望ましい」という願望を込めたスポーツを通じた地域づくりについて論じたものである。

2. 互助社会とは何か

(1) 日本社会の伝統的な互助慣行

① ユイ、モヤイ、テツダイ

<互助行為の分類>

日本の村落には「自生的な社会秩序」として伝統的な互助慣行が多くあった（恩田,

2006)。それは田植えや稲刈り，屋根の葺き替えて労働力を交換するユイ（互酬的行為），道路や溝の清掃などの共同作業，共有地（コモンズ）の維持管理に見られるモヤイ（再分配的行為），冠婚葬祭で手助けするテツダイ（支援＜援助＞的行為）に分類される（図1：「行為の形態（行為の志向性，軌跡）から見た『助』行為の分類」参照）。これらは同じ生活レベルのヨコの社会関係が中心になるが，テツダイでは有力者が生活困窮者を援助するタテの社会関係に基づくものもあった。

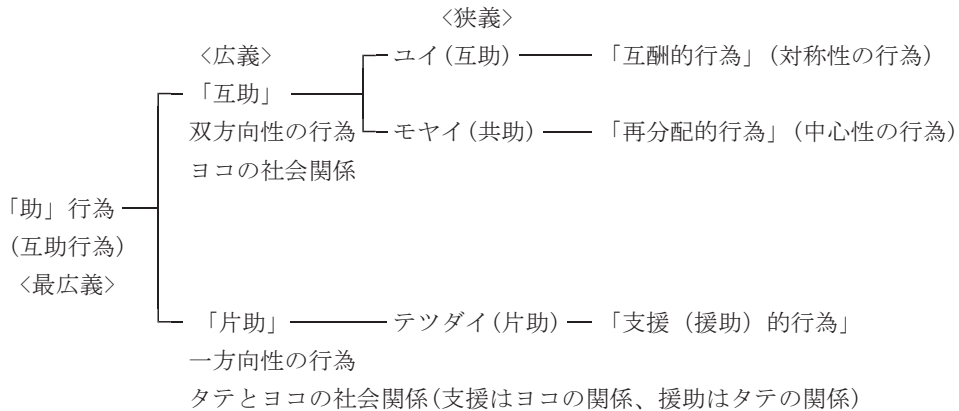


図1：行為の形態（行為の志向性，軌跡）から見た「助」行為の分類

<ユイ>

ユイは世帯単位で一人分の労力提供を受けると，一人分返すというように等量等質の交換が原則だった。機械化される前大量の労働力を必要とした農作業や瓦が普及するまでの茅による葺き替え作業などは，ユイで労力交換を行った。たとえば30世帯の集落であれば，茅の耐用年数がおおむね30年であるため毎年順に葺き替えると，一巡して再び自分の家に作業が回ってくる。このユイは労働力だけでなく，モノやカネでも同様に等量等質で交換された。これらは双方向で対称的にやりとりがあるため互酬性の行為と言える。地方によって言い方は異なり，東北，関東のユイ（結い）系の言葉（イイッコ，ヨイなど）と中部を境に関西から西のテマ（手間）系の言葉（ユイデマ，テマガワリ，テマガエなど）の二つに大別されるが，総称してユイと分類している。

<モヤイ>

モヤイは地域社会の共同作業を中心に，提供した労働力に見合うサービスを参加者が受ける行為で，労働による成果をメンバーで分かち合うところに特徴がある。それはミゾサラエやミチナオシ，カワザラエなどと言った村仕事として行われてきた。モヤイは地域社会で誰もが利用できる牧山や草刈り場となった共有地（コモンズ）での資源配分でも見られ，その維持管理の労力提供に応じて資源に基づく富が再分配される行為と言える。この一世帯から一人の労働力を提供する地域住民の義務とされる共同作業に参

加しないと、過怠金が科された。2009年ノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムは市場に任せるのではなく、地域住民の管理でフリーライダーや資源の枯渇という「コモンズの悲劇」を回避できることを主張しているが（Ostrom, 1990）、里山や里海と呼ばれた共有地（コモンズ）での共同管理は村八分の制裁システムも機能させながら、日本の村落では当たり前のように行われてきた。

こうした再分配は生活に困っている者を助けるため、モノやカネを集める行為にも見られた。貨幣が浸透していないとき米やその他の穀物を集め、生活困窮者が最初に受け取ると、残りの者がくじ引きや入札でその取り分の順番を決める仕組みがあった。後で受け取る者が不利にならないように、その分利息を付けることが多い。この対象が貨幣では無尽や頼母子と呼ばれ、このような再分配の行為は沖縄の小口金融のモアイ（模合）として盛んに行われている。

モヤイはヒト（労働力）、モノ（物品）、カネ（貨幣）を中心に集め、それらを共同所有（管理）し利用（分配）する行為特性をもつ。その語源は「舩^{もやい}」にあるとされるが、これは二人以上の者が共同で仕事をする、二つ以上のものをつなぐ意味で使われてきた。モヤイ仕事、モヤイ網、モヤイ山、モヤイ田、またモヤイ風呂やモヤイ水車、モヤイ道具などの言葉があった。いずれもモヤイという言葉で共同の所有や利用を示していることがわかる。

<テツダイ>

テツダイは冠婚葬祭で労働力を提供するとき、慶事や弔事などの手助けで原則として相手から返礼を求めない行為である。ユイが相手に対して等量等質の返礼を求め、またモヤイが地域社会あるいは集団のメンバーとしてヒト、モノ、カネの提供義務を負うのと異なり、テツダイはあくまでも一方向の支援あるいは援助の行為と言える。しかし実際には組内の祝儀や葬儀では相手からの行為を記帳し、後日の返礼に備えることが少なくなかった。天災地変で被害を被った地域や家族に対して手を差し伸べる行為は、本来相手から見返りを求めるものではない。それでも1995年の阪神淡路大震災で全国のボランティアから支援を受けた被災地の地域住民が、その後新潟中越沖地震で被害に遭った人々を手助けしたように、テツダイは何らかの返礼を伴うことが多い。言葉はこれもユイ同様地域によって異なり、スケヤカセイという言い方もされてきた。

② 伝統的な互助慣行の衰退

<近代化と「助」行為の衰退>

日本では高度経済成長期を迎える昭和30年代頃まで互助慣行が多く見られた。長崎県小値賀町^{おぢか}の大島では生活に困った家族がその属島の宇々島に渡り、周辺^{おぢか}の海産物を採る独占権が与えられ、生活を立て直して親島に戻る仕組みがあった（恩田, 2006）。この共有地（コモンズ）を活用した制度は40年代初め頃には利用者がいなくなった。互助慣

行が今なお残る地方でも、このままでは近代化によって衰退していくだろう。現在過疎化・少子高齢化の中でこの種の「生活の知恵」が忘れられていく運命にあるとは言え、現代社会にふさわしい互助慣行の再生や創生という点から、こうした地域社会の「生きる術」について考える必要があるように思われる。

それはすべて伝統に帰ればよいということではないが、ユイやモヤイという名称がつくNPOが生まれ、かつての互助精神を取り戻そうとする動きが各地で見られる。「愛護道路」と言って、行政から資材や道具を借りて自分たちで道路をつくるミチナオシをする地域社会もあり、地方では互助慣行の再生に取り組むところがある。これだけ金融機関が発達しているにもかかわらず金銭モヤイ（小口金融）が行われ、島根県の中山間地域では高齢者だけでなく、若者もたとえば車検費用を捻出するため頼母子を行っている。ベトナムなど海外の発展途上国の農村ではドイコン（労力交換）が行われ、日本の頼母子に相当する米を拠出するホイも見られる。

しかし日本では、地域住民が自分たちで生活を支え地域をつくっていく「共助」が少しずつ弱体化している。そこでは共同生活の利益（共益）から、個人生活を中心に「私益」を追求してきた。本来互助社会は国や自治体の「公助」、地域住民の「共助」、自らの力を頼む「自助」がバランスよく機能することを理想としている。ここで言葉を整理しておくと、先ほどの日本の伝統的な互助慣行のユイ、モヤイ、テツダイは行為の方向性（軌跡）から見た分類であるが、「助」行為の主体から捉えると「公助」、「共助」、「自助」に分類できる（図2：「行為の主体から見た『助』行為の領域」参照）。ここでは公的な領域と私的な領域とは異なる「共助」が重要である。なお己の自立のための「自助」と私的な利益のみを追求する「私助」とを区別しておきたい。

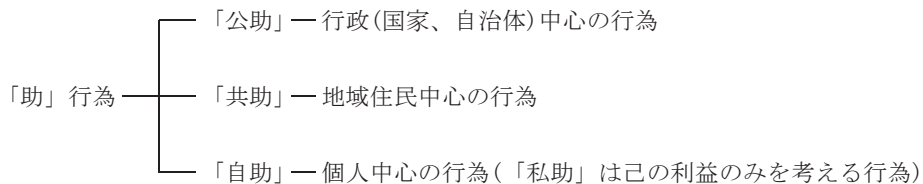


図2：行為の主体から見た「助」行為の領域

<互助慣行の衰退要因>

何故、伝統的な互助慣行が衰退してきたのだろうか。その衰退要因としては地域社会をめぐる内部と外部の環境変化がある（図3：「互助行為の衰退要因」参照）。内部環境の要因としては村落の生産様式および生活様式の変化にあると言ってもよい。前者は経済的な変化としての機械化であり、生産様式の省力化が農作業を中心とした労力交換のユイの必要性をなくした。後者は社会的な変化としての都市化で、都市的な生活様式が祝儀や葬儀を簡素化した。

外部環境の変化として「行政化」があり、これは国家や自治体への依存が多くなり、

共同作業のモヤイがなくなることを意味する。山や森の共有地（コモンズ）も分収林として収益を分かち合う管理委託によって、村仕事を行政に任せてしまった。もう一つは「ビジネス（商業）化」で、慶事や弔事を扱う互助ビジネスの利用が多くなり、人間関係にとられるテツダイが減った。こうして国家や自治体が担う「行政化」による「公助」への依存によって、また何でも財やサービスを市場で提供する「ビジネス化」によって、地域社会の「互（共）助力」が弱体化してきたことは否定できない。

こうした生産様式の変化（機械化）と生活様式の変化（都市化）、「公助」への依存（行政化）と「私助」の促進（ビジネス化）がいずれも地域住民による互助慣行衰退の直接要因とするなら、過疎化と少子高齢化は地域社会を取り巻く間接要因と言えるだろう。これは地域社会の「互（共）助力」を支える人口の減少を意味する。祭りや各種行事の中心的担い手の若者が減少し、高齢者にはその気力はあっても御輿をかつぐだけの体力がないため祭りが縮小され、あるいは中止を余儀なくされている。

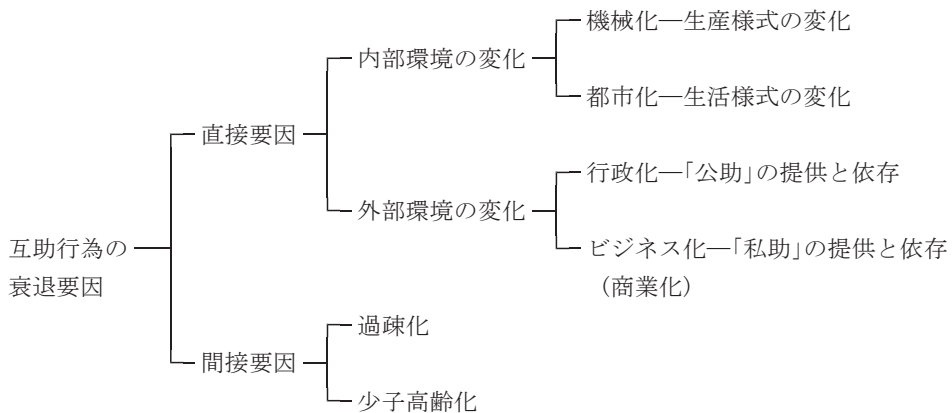


図3：互助行為の衰退要因

(2) 現代の互助社会

① 希薄な互助意識

互助意識という点から現代社会の現状を見ると、経済的側面ではすべてお金で財やサービスを調達する市場原理主義が浸透し、たとえば地域で行ってきた安全対策も警備会社に任せられるようになってしまった。特に市場メカニズムに価値を置く政策が、こうした「共助」に基づく互助意識を希薄にしてきたと言ってもよいだろう。社会的側面ではマチ社会だけでなくムラ社会でも自分の足下しか見ない個人主義が蔓延し、過度な競争心が互助意識を弱め地域社会の一体感が薄れている。このように現代社会は個人がばらばらにアトム（原子）化され、相互に支え合う互助ネットワークが弛緩している。日本だけでなくアメリカ社会でも、社会秩序と個人の自律のバランスをコミュニティに求めたエチオーニや信頼に基づく社会的ネットワークを主張したパットナムなどがこうした

社会の崩壊を指摘している (Etzioni, 1997; Putnam, 2000)。

互助意識を考えると、「情けは人の為ならず」ということわざがもつ意味は大きい。これは本来他人にかけた情けがやがて自分に回ってくる、他人に情けをかけておくとそれがいつか自分のためになることを意味していた。ところが、「為ならず」を「為にならず」として他人への手助けがその人にとってよくないとする解釈がされるようになってきた。ここにも現代社会の希薄な互助意識を見ることができるだろう。このような解釈は日本の高度成長期の頃から増えてきたとされる。しかしその一方で、地域社会における支え合いを取り戻すため、共同作業としての村仕事（ミゾサラエ、ミチナオシ）の復活を通じた互助社会の再生も見られる。

② 連帯と共生に基づく互助社会の再生

互助社会は連帯と共生によって支え合う社会である。ここで言う共生は差異（男性と女性、高齢者と若者、新住民と旧住民、日本人と外国人、健常者と障害者など）を超えて他者と共に生きることを意味する。この互助社会は現実に見出し得る理念型 (be, sein) であると同時に、望ましいあり方としての理想型 (should, sollen) でもある。タイムダラーの提唱者であるハーマン・カーンは「この世の中に役に立たない人はいない」ということを言ったが (Cahn, 2000)、誰でも社会の中で一定の役割を担い役に立つことができるという意識が重要である。これは自分がどんなささいなことでも社会とつながることを意味する。高齢者がさびしくなるのは身体的機能が衰えることもあるが、しだいに社会との接点がなくなるからで、社会的役割の喪失が大きい。互助社会は各自の役割を相互に認め合う社会でもある。連帯と共生による互助社会の再生はかつての日本社会の互助慣行の見直しであり、きずなの回復に他ならない。

互助社会は一人ひとりの「自助」が出发点となる。こうした互助ネットワークの本質を示す言葉として、「一燈照隅^{いっとうしょうこく}、万燈照国^{ばんとうしょうこく}」がある。一つの明かりは隅しか照らさないが、それが集まると国をも照らすということは一人ひとりの力は弱くてもそれらが集まると大きな力になることを意味する。これは互助ネットワークの大切さを示す言葉で、一人ひとりが輝く「一隅を照らす」という延暦寺の開祖伝教大師^{さいしゅう}の言葉に基づいている。まず「自助」から始まり、それが集まり「共助」(互助) が生まれ、やがて「公助」を引き出すことができる。一人ひとりが社会の中で自らの役割を自覚することが肝要である。しかしその役割は固定したものではなく、状況に応じて相互に役割が交換される。この役割の相互交換は震災で支援した人が被支援者になるように、情けをかけるとそれがやがてかえってくる支援者と被支援者の交替に示される。伝統的な互助慣行のテツダイは一方向の行為でありながら、それは後で返礼を受ける互酬性の行為でもあった。

3. 互助社会論から見たスポーツ社会

(1) 「公助」, 「共助」, 「私助」の勢力関係

① 「公助」と「私助」の拡大

<「公」, 「共」, 「私」各領域の区別がない状態—前近代社会>

互助社会論からスポーツ社会を考える前に, 「助」行為各領域の相互関係について整理しておきたい。人間が生活を始めたとき, 私的なものと公的なものは何も区別がつかない状態であった(図4:『公』, 『共』, 『私』各領域の変容参照)。それは個人の所有観念があいまいで共的なものが支配し, 地域社会集団あるいは共同生活圏として「原始共同体」があった。やがて政治的には家族や氏族, 部族を統帥する者が現れ「公」(政治, 国家)領域が, また経済的には生産力の差異や分業から「私」(経済, 市場)領域が分離する。前者は徴税による受益者負担の公的サービスを提供するため, また個人の私有財産を保護するため国家が機能する。後者は国家の統制から独立して自由な生産活動によって財やサービスを提供し, 市場が「私」領域を担うようになる。

<「公」, 「共」, 「私」各領域の分離状態—近代社会>

近代化により各領域の相互浸透と勢力伸張の動きが活発になり, また機能分化に伴い新たな社会構造がつけられる。先に述べたように「公」領域が統治(政治)のため分離し, また生産様式の発展により経済の「私」領域も分化する。こうして「公」と「私」の各領域が「共」領域と区別されるようになる。「公」, 「共」, 「私」各領域一体となっていた共同体は, そのシステムをめぐる内外の環境変化によって変容を余儀なくされる。この過程は社会の最も基本単位である家族の分化に凝縮されている。家族はもともと「公」, 「共」, 「私」各領域の区別がない「助」行為が見られた点で, 相互扶助を担う社会の原型であった。やがて家族から治安や教育, 労働などの機能が分化することによって, 国家(自治体)や企業という他の集団が固有の機能を担うようになる。しかしまだこの段階では, 「共」領域が「公」と「私」の間に挟まれ残っている。

<「公」と「私」領域に挟まれ「共」独自の領域が消失した状態—現代社会>

夜警国家や福祉国家は「私」領域が不十分な防衛や福祉の役割を担う。しかしこれが過度になると, ますます国家や自治体に依存する「行政化」が進行する。他方で「公」領域の行政が不十分なところを「私」領域に求め過ぎると, 市場の勢力が強くなる。互助サービス業の浸透という「ビジネス化」が農村の互助ネットワークを弛緩させてきた点は既に述べたとおりである。すべてカネで解決する傾向が強くなるとますます市場の勢力が増し, 地域社会を維持する「共」領域が希薄なるだろう。国家や自治体の援助の拡大は土地の所有関係にも影響し, 共有地(コモンズ)の公(国)有地化や民間ディベロッパーの私有地化によって共同作業も少なくなる。

こうした動きは社会民主主義(社会主義)か新自由主義(資本主義)かという政策

(体制) 選択とパラレルに見ることができる。「市場の失敗」を政府が補完し、「政府の失敗」を市場が補完することで、ますます「共」領域が狭められてきた。社会民主主義はこの「市場の失敗」を政府が担うことで、逆に新自由主義は「政府の失敗」を市場の効率性から補完しようとする。いずれも「公」か「私」の各領域に力点が置かれ、「共」領域に対する視点が薄い。こうして地域社会の「共」領域は「公」と「私」の間で狭隘な位置を余儀なくされている。「官」と「民」との役割分担によっても、この両者をつなぐ「共」領域が等閑視されてきた。国や自治体による公的援助や企業による私的援助という「公」と「私」各領域への過剰な依存が「共」領域衰退の原因と言えるが、それは既述した互助慣行の衰退要因に重なる。その一方で行政や私企業が担う「公」的および「私」的サービスそれ自体の自己増殖も無視できない。

② 市民勢力の台頭—「共助」の再生と創生

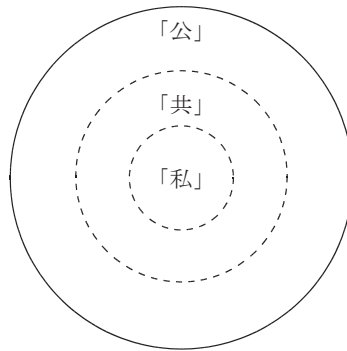
近年よく言われる「新しい公共」は「公共」という言葉によって、「公」と「共」の各領域を区別していないように思われる。これは「公」領域とは異なる市民社会の「共」領域、地域住民の「共助」の位置づけが明確ではない。ここで「公」領域は平等と正義の価値を、「共」（社会、市民組織）領域は連帯と共生の価値を、「私」領域は自由と効率の価値をそれぞれ実現する。また日本では「公私を区別する」ということがよく言われるが、ここでもすべての領域を「公」と「私」に分けるため「共」領域が抜け落ちている。これではますます国や自治体の「公助」や市場の「私助」への関心が強くなるだけである。

しかしその一方で、地域社会で連帯し共生する新しい市民の動きがあることも忘れてはならない。従来の国家が市場や社会のセクターを統制するのではなく、連帯と共生の価値を実現する新しい市民組織が社会的勢力を伸ばしている（図5：『公』、『共』、『私』各領域と市民勢力の台頭参照）。これは市民社会の台頭を意味する。NPO（非営利組織）が市民産業（事業）として市場で調達できない財やサービスを提供し、あるいは法定通貨に対して地域通貨を発行し勢力を強めている。その活動は「生産者主権」ではなく「生活者主権」を目指し、一事業の利益（profit）を求める「商売としての隙間」ではなく、コミュニティの利益（benefit）を求める「生活の中の隙間」を埋める事業である。

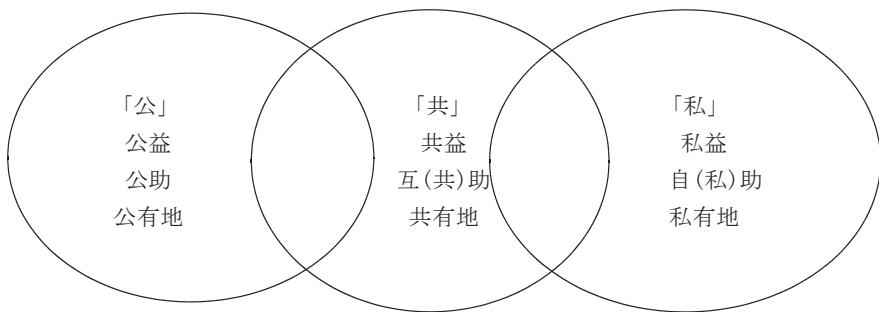
このコミュニティ・ビジネス（市民事業）は行政サービスでは対応しきれない、あるいは企業が市場に参入しない領域で生まれている。たとえばインターネットを通して子育てや育児教育の情報交換の場を提供する、また家庭で出る廃油を使い石鹸をつくる主婦のアイデア事業などが、ニッチ（隙間）の財やサービスを供給している。それはまた地域住民が誰でも役に立つことで社会につながる「社会的包含（包摂）」（social inclusion）を意味し、個人の存在を否定する「社会的排除」（social exclusion）の問題

を解決しようとする。他方NGO（非政府組織）も国際協力ではODA（政府開発援助）の技術協力や資金協力に対して、「草の根」レベルで地域住民に直接裨益する組織づくりや識字教育による人間開発を行っている（恩田, 2001）。

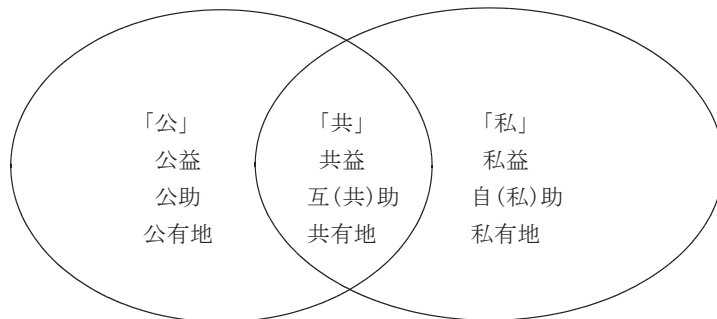
「公」、「共」、「私」各領域の区別がない状態(前近代社会)



「公」、「共」、「私」各領域が分離した状態(近代社会)



「共」独自の領域が消失した状態(現代社会)



公益志向 ← 利(愛)他主義 → 私益志向 利己主義

図4：「公」、「共」、「私」各領域の変容

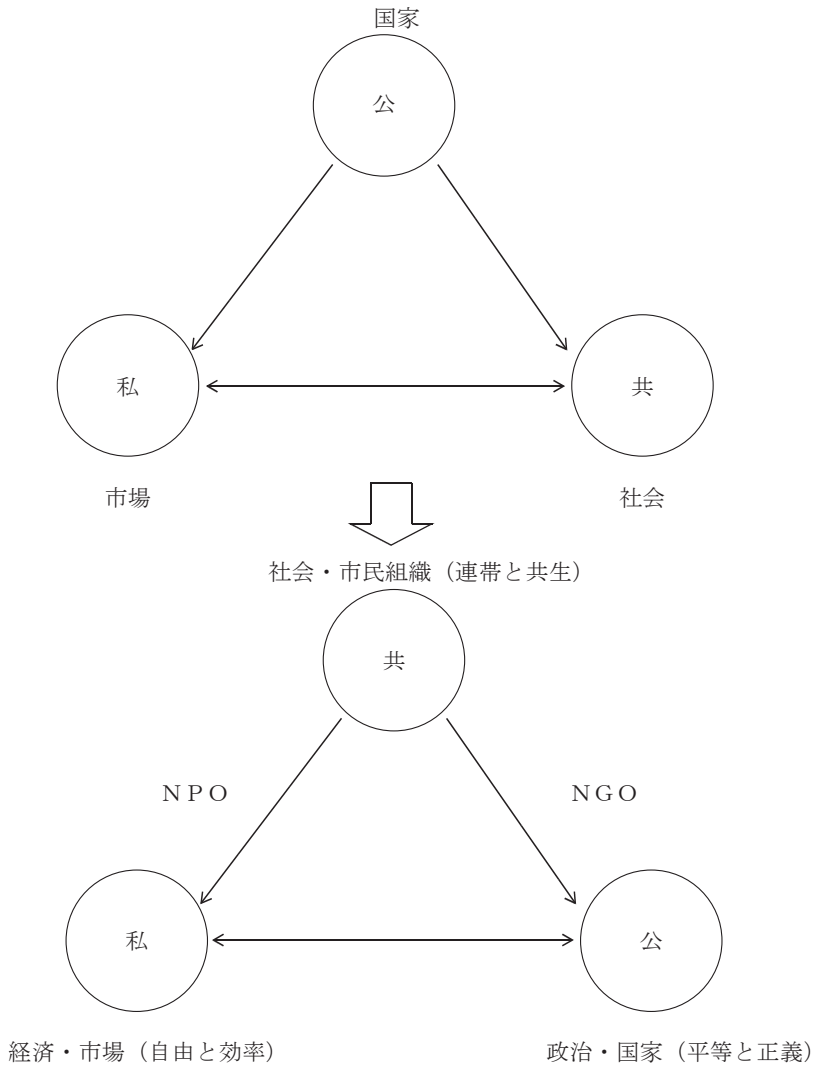


図5：「公」、「共」、「私」各領域と市民勢力の台頭

(2) スポーツ社会における「公助」、「共助」、「自助」

① 学校のスポーツ社会と地域のスポーツ社会

<学校のクラブ活動>

スポーツ社会における「公助」、「共助」、「自助」の関係について考えるとき、学校と地域のスポーツ社会の違いを明確にする必要があるだろう。学校のクラブ活動では知識(学校)教育とスポーツが連動している。学校の授業態度がよくないので、クラブ活動を停止させられた生徒の話はよく聞く。そこではあくまでも授業優先で勉学との両立が求められている。特に文武両道の進学校ではその傾向が強い。もちろん礼儀作法や上下

関係などのマナーの指導も行われる⁽²⁾。対外的な学校行事で野球部などがよく校門のところで交通整理や誘導係に駆り出されるのも、そうしたマナーがよく行き届いている部として評価されているからだろう。また逆に部員の不祥事があると公式試合の出場を辞退することがあるのは、そうした礼儀作法と一体となったスポーツ精神を重視しているからに他ならない。

<地域のスポーツ活動>

これに対して地域社会のスポーツ活動は基本的に学校の授業とは無関係で、あくまでもその技能の習得に力点が置かれる。直接スポーツに関わるマナーも子供たちに教えるが、それぞれの技能習得が中心になる。その一方で後述するように、学校のスポーツ社会とは異なる地域における社会教育という役割も担っている。ある地域のサッカークラブの試合で監督が子供たちのマナーだけでなく、あまりに応援のマナーが悪いので観客席に向かってイエローカードを出して注意したという。しかし普段スポーツから遠ざかっている地域住民のスポーツ需要、すなわち生涯スポーツというニーズを満たす役割は大きく、主婦は平日、働く女性などの社会人は土日の利用などで、身心のリフレッシュをはかっている。こうした面は地域のスポーツ活動の重要な使命と言える。

② スポーツ社会の「共助」

<競技者と支援者の関係>

スポーツそれ自体は個人の努力による技能の向上として「自助」が強調される。しかし「自助」は基本であるが、「共助」もまた求められている。団体競技ではチームプレーが要求され、個人競技でも共に成長していくために日々の練習で他者との協調による支え合いという意味で「共助」も強調される。しかし「共助」の前提として「自助」が必要なのは明らかで、一人ひとりの「自助」が「共助」を導く。またスポーツ社会は競技者だけでなく、内外関係者による「共助」によって成り立つことを忘れてはならない。コーチやトレーナーなどの内部関係者だけでなく、応援する周囲の人たちという外部関係者の支え合いも欠かせない。よく小中学校の野球部などの試合では、お母さんたちが飲み物を用意し応援している。監督や選手だけでなく、関係者の協力があってこそスポーツが成り立つ互助社会であることがわかる。試合終了後応援者に挨拶するマナーはどこでも見られる。この「共助」という点で、「学校社会のスポーツ」と「地域社会のスポーツ」に違いはない。

<スポーツ施設の運営管理>

施設の運営管理（経営）という点で、「学校社会のスポーツ」では公立学校は「公助」が強く、私立学校は「自助」（受益者負担）が求められる。「地域社会のスポーツ」では公的施設は「公助」により利用料金も安く指導料も高くないが、民間施設では会員制の「自助」により利用料と指導料の高いところが少なくない。この地域社会で公的施設

も民間施設にも欠けているのは「共助」の視点ではないだろうか。「公助」が強すぎると自立が損なわれ、「自助」が強すぎると経営方針の独断で地域住民から遊離しかねない。スポーツ施設は必要な行政からの支援という「公助」と自立経営という「自助」に加え、住民の「共助」によって初めて地域に定着すると言えよう。「公助」か「自助」かという二者択一ではなく、地域でスポーツ社会が自立し定着するためには住民からの支持や参加という「共助」が欠かせないように思われる。また「地域社会のスポーツ」では、幅広い種目にわたる廉価なスポーツ環境を提供する公的施設と、著名な選手による個性的なプログラムなどを用意する民間施設の役割分担とその補完関係による協力も考えられる。

③ 「公助」, 「共助」, 「自助」の三位一体—「補完性の原理」

<「公助」, 「共助」, 「自助」の三位一体に基づく互助社会>

互助社会は「公助」, 「共助」, 「自助」の三位一体で成り立つ社会である。一人の力では弱いところを仲間の支援を得て補い、それでも足りないときには公的な支援を必要とする。かつての社会は「共助」だけでもよかったが、これだけ高度に複雑化した社会では行政の「公助」や企業の「私助」を必要とする。社会の市民組織が政治の国家（自治体）や経済の市場に対して勢力を拡張していることを述べたが、それは各セクターが担う「公助」や「私助」（自助）の役割を否定するものではない。「共助」中心の市民組織は「公助」から活動資金の助成を受け、またコミュニティ・ビジネス（市民事業）としてすべての多様なニーズに応じて財やサービスを供給できるわけではないので、市場から商品の効率的な提供を必要とする。「公助」, 「共助」, 「自助」のバランスのうえに成り立つ「補完性の原理」が欠かせない（図6：『「公助」, 『共助』, 『自助』の三層構造』参照）。

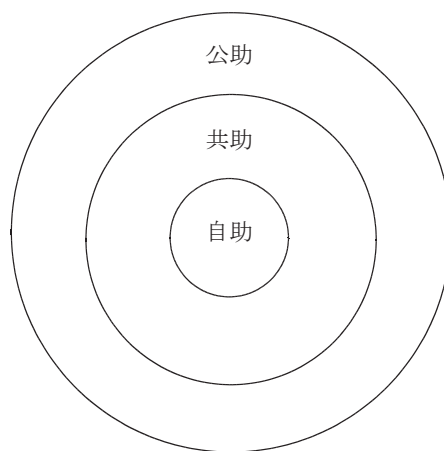


図6：「公助」, 「共助」, 「自助」の三層構造

<スポーツ社会の「公助」,「共助」,「自助」の三位一体性>

スポーツ社会も「公助」,「共助」,「自助」の三位一体に基づいている。スポーツをする人々の「自助」とその仲間の「共助」があって競技が成り立つ。スポーツ施設の自立には地域住民の支援である「共助」が重要であると述べたが、スポーツを振興するNPOの活動資金が十分でないとき、自治体からの助成金として「公助」を必要とする。ここにも「公助」,「共助」,「自助」の補完性が見られる。スポーツ施設は適切な「公助」と自らの経営努力という「自助」に加え、地域住民の「共助」によって成り立つ。学校体育施設の開放、公共スポーツ施設の利用で民間を補完する「公助」と民間施設が経営効率を公的施設に導入する「自助」の促進によって、スポーツにおける互助社会も見えてくるだろう。

近年スポーツ種目の多様性や参加する世代や年齢の多様性、指導する技術レベルの多様性に基づく、自主的な運営と自主財源を主とする運営、クラブとしての理念の共有を掲げる「総合型地域スポーツクラブ」が言われるようになった。これは文部科学省の「スポーツ振興基本計画」(2001年~2010年の10年計画)で提唱され、各地でその運営がされている(柳沢編, 2008, 128-150頁)。これは互助社会論の視点から見ると、「公助」,「共助」,「自助」三位一体のバランスのうえに成り立つスポーツ社会の形成を目指していると解釈できる。健全なスポーツ社会は「公益」志向に基づく社会主義型の国家の威信、誇示のためのスポーツでも、また「私益」志向による資本主義型の勝ち負けをビジネスに結びつけるスポーツを目指すのではなく、年齢を問わず誰もが生涯楽しめる「公益」志向の市民社会型のスポーツを理想とする。

4. スポーツクラブの経営と地域づくり

(1) 「住民の住民による住民のためのスポーツクラブ」

① 住民のスポーツクラブ—経営における所有関係

スポーツクラブと地域社会の関係について、地域づくりという点から考えてみたい。地域づくりの理念は「住民の住民による住民のための地域づくり」にある。これは地域に住む住民が権利義務関係を意識した市民として地域づくりに参加することを理想としている。この理念における「住民の」は住民が地域の所有者であること(所有関係)、また「住民による」は住民が主体となって地域をつくること(主体関係)、さらに「住民のため」は地域づくりの対象が住民であること(客体関係)を示している。この理念をスポーツクラブに応用すると、「住民の住民による住民のためのスポーツクラブ」という「総合型地域スポーツクラブ」の望ましいあり方と結びつくように思われる。

スポーツクラブの経営について地域づくりとの関係に着目して提言すると、その一つ目が住民のスポーツクラブという点である。各地で現在、誰でも気軽にスポーツができ

る環境が整備されている。これはコミュニティの拠点となる施設でもある。文科省の「スポーツ振興基本計画」でも、この点が唱えられている。そこでは国や自治体のものではなく、自分たち地域住民が支えるというオーナーシップが求められている。もちろん公的な施設あるいは私的な施設で実質的な経営者はいるが、自分たちのスポーツクラブという意識がよりよいクラブにつながる。利用（消費）者の声をよく聞いて、その声を反映させることでサービスの改善に努めることが肝要である。市民出資型のスポーツクラブであれば、それだけ所有意識も高まる。

② 住民によるスポーツクラブ—経営における主体関係

二つ目が住民によるスポーツクラブである。地域づくりでもパブリック・コメントや審議会への参加など、計画や実施、評価のレベルで住民参加が増えている。地域住民がその運営管理に参加することが可能なスポーツクラブを目指したい。地域住民と一体となりその支援を得ることでスポーツクラブも自立できる。市民がつくるスポーツクラブとは参加の機会を与え、クラブの運営管理に市民が関われる施設である。誰でも様々な役割を担うことができる柔軟な組織が望まれる。先に「この世の中に役に立たない人はいない」ということを言ったが、これはスポーツクラブの中における会員の「役割分断（固定）」ではなく、誰でも役に立つことができる「役割分担（交換）」が大切であることを示している。

「ある人がスポーツの指導を受けることもあれば、経営という点で指導者になるときもあるかもしれない」ということをスポーツ専門の人から聞いたが、地域住民の中にはスポーツ指導者もいれば、経営的な手腕をもっている人も少なくない。このことは教える人と習う人の役割交換であり、テッダイなど伝統的な互助行為同様、スポーツ社会もまた支援者と被支援者の役割が交換される互助社会にもなり得ることを示唆している。クラブに参加する人が受身の立場でなく、能動的な関わりを見つければクラブ経営も違って来るだろう。システムは常に環境に適応していく「自己組織性」という点から考えると、スポーツクラブもまた市民社会の中で柔軟な組織運営が求められているように思われる。先に紹介した「一燈照隅，万燈照国」はクラブメンバーの一人ひとりあるいは一つひとつの団体（事業者）が役割を自覚し、それらをネットワーク化することでクラブ全体が輝くことにつながる。これが地域住民のネットワークによる経営参加である。

③ 住民のためのスポーツクラブ—経営における客体関係

三つ目が住民のためのスポーツクラブである。これは地域に密着した住民中心のスポーツクラブの育成を意味する。当然のことながら、クラブの利用者は地域住民である。コミュニティ・ビジネス（市民事業）としてのスポーツクラブは、従来のスポーツクラ

づに満足しないNPOが担うクラブとして、市民自ら「共益」志向の組織をつくりつつある。誰のために存在するクラブなのか。一事業体の「私益」でも自治体の「公益」でもない地域住民の「共益」のための組織であることが望まれる。

もともと「資本主義の精神（原点）」は「営利欲」と宗教倫理の「隣人愛」（連帯と共生）という二つの焦点をもっていた（図7：「資本主義の精神」参照）。M・ヴェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、プロテスタントの倫理を資本主義の精神として位置づけた（Weber, [1904: 1905] 1920）。ドイツ語の職業を意味するBerufは神聖な職業（使命，天職）で，額に汗して働くことは神の恩寵にかなう道であり，その結果得られた適切な利益は誰からもとがめられない。二宮尊徳の報徳思想も，勤労とは各自が天分の徳を伸ばすことに他ならないと主張している（佐々井, [1955] 1995）。この「資本主義の精神」を図で描くと，それは楕円のように焦点が二つで，これを立体的に見るとラグビーボールのように「営利欲」と「隣人愛」が牽制し合うようにまっすぐには進まない状態で捉えることができるだろう。ところが現在この精神は「営利欲」という中心一つの円の状態で，サッカーボールのようにまっすぐ突き進んでいるのではないだろうか⁽³⁾。

「私益」ではなく，地域住民のニーズを満たす「コミュニティ益」に基づく経営理念をもつスポーツクラブでありたい。「互（共）助システム」としてのスポーツクラブはスポーツを通して「公益」志向と「私益」志向から「共益」志向に移行することを目指している（図8：「スポーツクラブの形態」参照）。そこにコミュニティ・スポーツセンターも生まれる。公的なクラブも民間のクラブも共に地域のスポーツ社会をつくるという点で協力することが望ましい。これは「公助」と「自（私）助」の統合であり，「共助」へ収斂する方向である。スポーツクラブの経営はコミュニティ・ビジネスであり，広くソーシャル・ビジネスとして捉えることができる。そこでは自分のしたいことをすることが社会全体の義務を果たすような状態が理想である（武者小路, 1994, 45頁）。

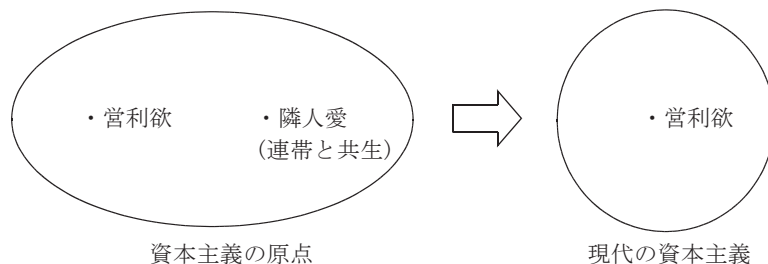


図7：資本主義の精神

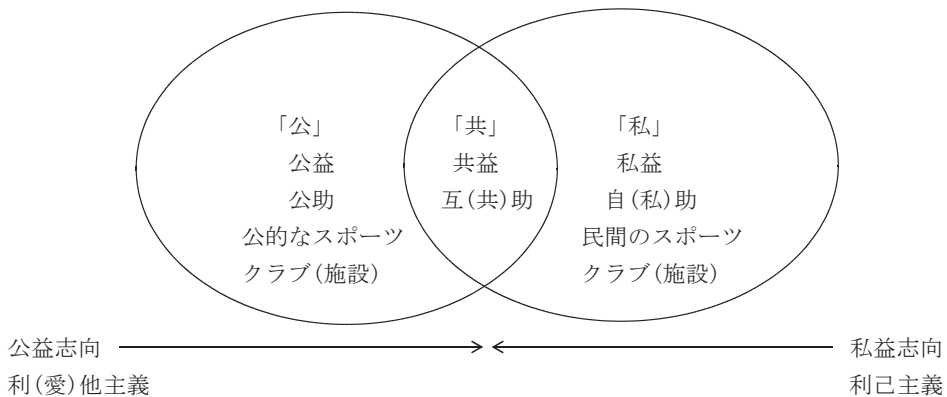


図8：スポーツクラブの形態

企業のスポーツクラブでも「私益」だけを求めているわけではない。たとえば、(財)「三菱養和会」という組織は三菱養和スポーツクラブと三菱養和スポーツスクールを運営している⁽⁴⁾。「社会に利益を還元する」という理念、「養和(和を養う)の精神」をもつ活動をしているので、これは「共益」志向のクラブと言えるだろう。巣鴨スポーツセンターでは水泳、サッカー、体操、ゴルフ、テニス、卓球、剣道、柔道、空手、合気道の教室があり、障害者のテニス教室、体育館の無料提供なども行っている。特に注目されるのは、この「三菱養和会教条」の四番目に「武道競技にいそしみて心身を練るは最もよし、之によりて協同事に当るの慣習を得るは更に望まし」とある。この「協同事に当るの慣習」は互助精神(連帯と共生)に読み替えることができる。もちろん潤沢な資金があるからこそこうした事業も可能であると言えるが、この企業グループの活動に「資本主義の精神」を読み取ることができるだろう。

(2) 「共助」の地域づくりを担うスポーツクラブ

① 地域づくりにおける独自の役割をもつスポーツクラブ

次に地域づくりにおける独自の役割という点からスポーツクラブについて考えたい。それは地域社会で連帯と共生の一翼を担う役割であり、地域住民の結節機関としての機能をもつことを意味する。スポーツを通して多様な人々との連帯と共生による地域づくりを進めることは可能だろう。すなわちこれは「社会的排除」ではなく、スポーツへの参加を拒まない誰でも参加できる「社会的包含(包摂)」を実践するクラブである。スポーツクラブ自体が交流の場として機能することが望ましい。

またスポーツクラブには、地域社会への愛着と誇りを喚起する役割がある。健康増進や体力向上は誰もが関心をもつ領域として、ウォーキングなどのスポーツイベントは多くの人を引きつけ改めて地域への関心を呼び起こす。あるいは地域対抗で地元クラブ出身の選手や団体を応援することで、住民の一体感の醸成や地域に対する誇りなども生ま

れるのではないだろうか。地域づくりにつながることで、スポーツクラブの存在価値が高まることを期待したい。

② 地域社会の団体市民（事業者）としてのスポーツクラブ

二つ目の主張は地域社会における団体市民としてのスポーツクラブということである。これは地域づくりに事業者として積極的に参加することを意味する。地域に密着したスポーツクラブという点で野球やサッカーなどそれぞれ個別の役割を担うことは大切だが、お互いに協力することを忘れてはならない。筆者が住むさいたま市は「スポーツ振興まちづくり条例」を平成22年度末までに策定予定で、幼児から高齢者まで「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツができる」ことをねらいとし、「市民の体力の向上・健康維持」、「スポーツを活用した総合的なまちづくり」、「スポーツ施設の整備・充実」を目指している。市民もこの「スポーツ振興まちづくり計画」の策定やその実施、評価レベルで参加でき、スポーツを通じた連帯と共生につながるまちづくりが望まれる。「一市民一スポーツ運動」も大切であるが、このような市民のスポーツへの参加にとどまらず、スポーツクラブが積極的に事業者として地域づくりに関わる必要があるのではないだろうか。

スポーツへの取り組みを強化している自治体は多い。さいたま市がサッカーを通じたまちづくりをすすめている背景には、それだけ市民のスポーツに対する関心の高さがある。政令指定都市の中で、さいたま市は子供のスポーツクラブや民間のスポーツクラブなどスポーツ教室にかける年間の世帯当たりの支出金額が多いとされる⁵⁾。茨城県龍ケ崎市でも平成19（2007）年に「スポーツ健康都市」を宣言し、老若男女、障害のあるなし、技術の高低などを問わず、全ての市民がスポーツに親しめる環境をつくり、楽しく健康な生活を送ることを目指している。千葉県市川市の市民活動団体支援制度（1%支援制度）はボランティア団体やNPOなど市民の自主的な活動に対して個人の市民税納税者が支援したい団体を選び、税金の1%相当額（団体事業費の2分の1上限）を市民団体の活動に支援する制度であるが、その対象はスポーツ団体が多い。このように自治体や市民のスポーツ活動への関心は高い。

しかし単なる活動助成金の支援を自治体から受けるだけでなく、地域づくりの積極的な担い手（アクター）として行政と協働し、各種のスポーツクラブがまとまり、スポーツ団体の代表組織を通してまちづくり委員会などで自治体に対して提言するようになりたい。同種のクラブ間の連携はあっても、異なるスポーツ団体間の連携は意外と少ない。クラブ内の会員間の交流や助け合い、クラブ外のボランティア活動への参加など、クラブ内外の「共益」志向の地域活動をする「互（共）助システム」としてのスポーツクラブが期待される。

③ 他の団体市民（事業者）と連携するスポーツクラブ

三つ目に他の団体市民（事業者）と連携するスポーツクラブということを主張したい。同じスポーツの同質集団だけでなく、文化や環境、福祉など異なる分野の異質集団とも協働して地域づくりの一翼を担うことが望まれる。それは社会学的な知見によれば、それぞれの団体特性をネットワーク化することで新たな勢力を生み出す「創発特性」に注目することである。スポーツによる国際交流、障害者のスポーツ促進など、スポーツが一番他の団体活動と連携して地域づくりがしやすい分野と言える。他の団体との協力関係の中からスポーツクラブの独自性も逆に発揮されるのではないだろうか。

(3) 地域の社会教育機関としてのスポーツクラブ

① スポーツから学ぶ互助精神—スポーツマンシップ

<「共感」による互助精神>

他人にかけた情けがやがて自分に回ってくるという「情けは人の為ならず」がもつ本来の意味をスポーツマンシップに応用すると、競争相手の同じスポーツ仲間に対する情けが大切であることがわかる。試合終了後敗者に対してねぎらいの言葉をかけることはよく行われる。他者への「共感」(sympathy)が支え合いの社会につながる。「為ならず」を「為にならず」として他人への手助け行為がその人にとってよくない、自立を妨げるとする解釈は過度な競争心を煽ることになりかねない。もちろん競争をまったく否定するのではなく、それは必要であってもそれだけでは十分でないということである。

共生原理と競争原理はトレード・オフの代替関係ではなく、双方が利益を得られる相利共生や相乗共生という補完関係にある。共生しながら競争する、あるいは競争しながら共生する。ダーウィンは『種の起源』で自然環境に対する種の適応、すなわち種間の「適者生存（自然淘汰）」について述べたが(Darwin, 1859)、その進化論の解釈はその後「生存競争」として誇張されてきた。これに対してクロポトキン『相互扶助論』で批判するものの、共生原理をそこに認めている(Kropotkin, 1902)。それは競争社会が互助社会にもなり得ることを示唆している。利己的な個人が共生するためには「共感」が欠かせない。

ヒュームは『人性論』で「他人に共感する、他人の心的傾性や心持を交感伝達によって受取る向癖（気持ち）」が人間の性格の中で最も重要とし(Hume, 1739-1740)、アダム・スミス『道徳感情論』で自由で平等な利己的諸個人の平和的共存が相互同感により可能であるとした(Smith, 1759)。この「共感」の必要性は「相互律」の関係から説明できる。自分が豊かになるためには、他人が豊かにならないと自分のものを買ってくれない。また他人が豊かになるためには、自分が豊かになり他人のものを買うことが求められる。他人を支援するためにはまず自分が確立していること（自助）、自分が支援を受けるためには他人が支援できるだけの力がないとできない。他者の否定のうえに自

己がある「自同律」ではなく、他者あってこそその自己である「相互律」の関係が健全な互助精神をつくる。

<スポーツマンシップの功罪>

スポーツへの参加は何もその競技者だけではない。スポーツ大会でその準備や当日の様々な役割を担うボランティアを通して、その競技に関与することはできる。またこうしたスポーツを支えている人たちへの配慮も、スポーツマンとしての「共感」が基になるだろう。これもスポーツから学ぶ他者を思いやる互助精神である。スポーツは肉体だけでなく、鋭い感性として「共感」の精神を養うことも必要だろう。

しかしその一方で、スポーツ社会のマイナス面も忘れてはならない。それはしごきやいじめなど行き過ぎた過度な指導に見られる。これは日本のムラ社会のマイナス面の現れと言える。ムラ社会は濃密な社会関係から互助ネットワークが機能しセイフティ・ネットが張り巡らされているが、秩序としての掟を守らない者に対しては村八分という罰則があった。これは実際には発動されることが少ない抑止効果をもっていたが、互助社会はこの制裁システムによって支えられてきたことも否定できない。今も一世帯から一人出る地域の共同作業に参加しないと、高齢者宅は免除されるが、既述したように過怠金が科される。しかしそうした罰則はあくまでも社会の秩序を維持する「必要悪」であった。「互（共）助システム」としてスポーツ社会を考えると、「共感」が集団内の陰湿なしごきなどに向かわないようにすることが肝要である。

② 学校教育とは異なる地域の支え合いを学ぶ社会教育

江戸中期の自然主義者安藤昌益は『統道真伝』で、「与うる者は転道なり、受くる者は盗道なり」と言った（安藤、[1752頃] 1966, 91頁）。受けるばかりの聖人の不耕貪食を批判したが、転道とは自然に^す然ることで人間が他者に対して与える行為が自然の道であることを示唆している。ギブ・アンド・テイクの行為が相互扶助を支える。人間誰しも普通の感情をもつ者なら、互助行為は当たり前と考える。しかし現代社会ではもはや教育によって奉仕やボランティアの活動を奨励しなければならないほど、それが希薄になっている。格差社会がますますそうした行為を遠いものにした。相互に支え合う行為は人間が社会生活を始めたとき自然に生まれた行為であり、それは為政者から強制されるものではなかった。しかしそれがやがて相互監視と徴税目的で強要され、近世の「五人組」や戦時中の「隣組」のように、もともとあった自生的な行為に覆い被さることが少なくなかった。

この人間本来の社会生活の根底にあった互助行為を、「共感」から研ぎ澄ますことが必要である。特にそれが社会的弱者に向かうとき、「共感」による目線が驕り高ぶることなく、また狭い視野にとらわれない自然な感情をもちたい。何よりも支え合いの互助精神をスポーツを通して学ぶことが次代を担う子供たちには大切である。それは品格の

養成でもある。ここで言う品格とは品性の教養や「意をもって情を節し、理をもって欲を制す」という克己、習練、自重などである（徳富, [1893: 1895] (1924) 1984, 208-217頁）。これらは本来健全なスポーツを通して身につくものだろう。子供たちが生きる力（ライフ・スキル）を身につけ、自立、自助、自決力の向上としてのセルフ・エンパワメントを進めるようにしたい。

地域社会の担い手、リーダーの育成もスポーツクラブの役割と言える。スポーツによる人づくりが地域づくりにつながる。この人づくりは「自助」を基本とする。「一隅を照らす」ことから始め、それが「共助」を生み、やがて「公助」を引き出す。他人の痛みがわかる人間、社会的弱者に目線を合わせられる人間でありたい。オルテガによれば、「大衆」とは他人と常に同じ行動をとる人、自分で意思決定できない人で、その反対が「貴族」（エリート）で常に自己に厳しい人をさす（Ortega, 1930）。現代ほど本物のエリートが求められている時代はない。スポーツを通して健全なリーダーが育つことを期待したい。

5. 結語

本稿は日本の伝統的な互助慣行の紹介から始まり、互助社会の再生と創生を望ましいスポーツ社会のあり方と結びつけ、スポーツを通じた地域づくりについて述べてきた。スポーツ社会は日々の練習での他者との協調や敗者に対する思いやり、競技者と支援者との関係、施設経営では地域住民との協力によって成り立つという点で互助社会であることがわかる。それは「公助」、「共助」、「自助」の三位一体に基づくことを意味する。またスポーツクラブの経営と地域づくりの関係では、「住民の住民による住民のためのスポーツクラブ」を主張し、地域社会への愛着と誇りを促す役割、事業者として地域づくりへの積極的な参加、他の団体市民との連携について提言した。特に地域の社会教育機関としてのスポーツクラブでは支え合いの互助精神を学ぶ大切さ、スポーツ社会が「共感」に基づく連帯と共生から生まれることも指摘した。スポーツをする一人ひとりの市民が、またスポーツクラブの一つひとつが団体市民として輝くことで、よりよい地域づくりが進められることを再度強調しておきたい。

〈注〉

- 1：本論文は2010年1月24日（日）に早稲田大学で行われた日本体育・スポーツ経営学会の研究集会の講演を基にしたものである。このときの講演は『体育・スポーツ経営学研究』（第24巻）に掲載されている（恩田, 2010）。
- 2：筆者は公立中学校で3年間剣道部に所属したが、武道として技術面だけでなく精神面でも顧問の先生から鍛えられたことを覚えている。

- 3：民間企業に15年間勤めた筆者としては、この点組織が求める「営利欲」がどうしても優先せざるを得なかったことを反省している。
- 4：「総合型地域スポーツクラブ」という言葉を聞いたとき具体的なイメージがわかなかったが、「資本主義の精神」をもっていると思われる企業のクラブを、この（財）「三菱養和会」に見ることができる。三菱の企業グループを創始した岩崎弥太郎は坂本龍馬と同じ土佐藩出身で、刻苦勉励しながら事業家として大成した背後にはこうした職業倫理が伴っていたように思われる。
- 5：さいたま市が23,704円、京都市は16,312円（さいたま市スポーツ企画課、平成21（2009）年「都市経営戦略会議資料」）。またスポーツ用品購入額にかかる年間世帯当たりの支出金額は2位で、札幌市が14,700円、さいたま市は14,225円である。さらにスポーツ施設使用料の年間世帯当たりの支出金額は千葉市が28,561円、神戸市が26,354円、さいたま市は23,248円である。

〈参考文献〉

- 安藤昌益, [1752頃] 1966年『統道真伝』〈上〉岩波書店（文庫）。
- Cahn, E. S. 2000. *No More Throw-Away People*. London: Essential Works. ヘロン久保田雅子・茂木愛一郎訳, 2002年『この世の中に役に立たない人はいない』創風社出版。
- Darwin, C. 1859. *On the Origin of Species by Means of Natural Selection or the Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life*. London: John Murray. 八杉龍一訳, 1990年『種の起源』〈上〉〈下〉岩波書店（文庫）。
- Etzioni, A. 1997. *The New Golden Rule: Community and Modernity in a Democratic Society*. Philadelphia: Basic Books. 永安幸正監訳, 2001年『新しい黄金律—「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言』麗澤大学出版会。
- Hardin, G. [1968] 1998. 'The Tragedy of the Commons', in J.A.Baden and D. S. Noonan (eds.) *Managing the Commons*, 2nd edn. pp.3-16. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press (in *Science*. 162: 1243-48).
- Hume, D. [1739-40] 2003. *A Treatise of Human Nature*. London: Thomas Longman (Mineola, NY: Dover Publications). 大槻春彦訳, 2006年『人性論』〈一〉〈二〉〈三〉〈四〉岩波書店（文庫）。
- Kropotkin, P. A. 1902. *Mutual Aid: A Factor of Evolution*. London: Heinemann. 大杉栄訳〈現代語訳・同時代編集部〉1902年『相互扶助論』（[1917] 1996年, 同時代社）。
- 武者小路実篤（渡辺貫二編）, 1994年『人間らしく生きるために—新しき村について—』（財）新しき村。
- 恩田守雄, 2001年『開発社会学』ミネルヴァ書房。
- 恩田守雄, 2006年『互助社会論』世界思想社。
- 恩田守雄, 2008年『共助の地域づくり』学文社。
- 恩田守雄, 2010年「講演：互助社会とスポーツを通じた地域づくり」『体育・スポーツ経営学研究』第24巻, 118-130頁。
- Ortega y Gasset, J. 1930. *La Rebelion de las Masas*. Madrid:Revista de Occidente. 神吉敬三訳,

- 1967 (1995) 年『大衆の反逆』角川書店 (筑摩書房, 学芸文庫)。
- Ostrom, E. 1990. *Governing the Commons: the Evolution of Institution for Collective Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Putnam, R. 2000. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. New York: Simon & Schuster. 柴内康文訳, 2006年『孤独なボウリング』柏書房。
- 佐々井信太郎, [1955] 1995年『報徳生活の原理と方法』(現代版報徳全書4) 一円融合会。
- Smith, A. [1759: 1790] 2000. *The Theory of Moral Sentiments*. London: Printed for A. Millar, in the Strand; And A. Kincaid and J. Bell in Edinburgh. MDCCLXIX [6th ed. London: A Millar] (Amherst, New York: Prometheus Books). 水田洋訳, 2003年『道徳感情論』〈上〉〈下〉岩波書店 (文庫)。
- 徳富蘇峰, [1893: 1895] 〈1924 (新版)〉, 1984年『静思余録』講談社 (学術文庫)。
- Weber, M. [1904: 1905] 1920. "Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus," *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* (Bd.1). Tübingen: J. C. B. Mohr. 梶山力・大塚久雄訳, 1955・1962年『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』〈上〉〈下〉岩波書店 (文庫)。
- 柳沢和雄・向陽スポーツ文化クラブ編, 2008年『総合型地域スポーツクラブの発展と展望』不味堂出版。

〈参考サイト〉

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm (文部科学省, 2000年「スポーツ振興基本計画」)